

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定	第73号	(水大気環境課)	1
○道路の区域の変更	第74号	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	第75号	(同)	2

監査委員告示

○愛知県監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	第1号	(監査委員事務局)	2
---------------------------------	-----	-----------	---

公告

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	3
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	8

告示

愛知県告示第73号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

令和7年2月25日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
刈谷市広小路三丁目301番、302番、303番、309番及び310番の各一部で次の図に示す区域（面積520.78㎡）	鉛及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び西三河県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
一般国道	257号	旧	北設楽郡設楽町西納庫字和合13番地先から同字大平6番1地先まで	16.2 ~ 35.8 m	0.105 km
		新	同	13.9 ~ 31.6	同

愛知県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	257号	北設楽郡設楽町西納庫字和合1番14地先から同字大平7番2地先まで	令和7年2月25日

監査委員告示

愛知県監査委員告示第1号

愛知県監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程（平成12年愛知県監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月25日

愛知県監査委員 前田 和雄
同 山内 和雄
同 小川 淳
同 いなもと 和仁
同 島倉 誠

第2条第1項第2号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「場合」の次に「（前項第1号に掲げる開示の方法による場合に限る。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第16条第2項の規定による写しの交付による開示の実施は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付
- (2) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（監査委員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と開示の実施を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第2項第3号において同じ。）を使用して送信する方法

第10条第2項に次の1号を加える。

- (3) 当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法

第13条第1項第10号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

様式第1中

開示の実施の方法 〔希望する方法を○で〕 〔囲んでください。〕	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)	を
開示の実施の方法	1 ☐ 閲覧・視聴 2 ☐ 用紙に複写した写しの交付 3 ☐ 光ディスクに複写した写しの交付 4 ☐ オンラインによる写しの交付 (2又は3の場合の郵送による送付の希望 ☐ 有 ☐ 無)	に、

「注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの郵便等による送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。

を

2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

3 ※の欄は、記入する必要がありません。」

「注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（郵送による写しの交付を希望する場合は、当該郵送の費用を含む。）を負担していただきます。

2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものと及び文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録が含まれます。

に改める。

3 「開示の実施の方法」及び「2又は3の場合の郵送による送付の希望の有無」については、該当する□にレ印を記入してください。

4 開示の実施の方法については、御希望に添えない場合があります。

5 ※の欄は、記入する必要がありません。」

様式第2及び様式第3中

「3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」を削る。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項第10号の改正規定は、令和7年2月25日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の愛知県監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の規定に基づいて作成されている行政文書開示請求書の用紙は、改正後の愛知県監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年2月25日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

石川県白山市松本町2512番地

代表取締役 青木 宏憲

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ西尾桜町店

西尾市桜町3丁目11番ほか

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年9月25日

4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項			概 要
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社クスリのアオキ	
	代表者の氏名	代表取締役 青木 宏憲	
	住所	石川県白山市松本町2512番地	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計			1,770㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	80台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	51台
	荷さばき施設	位置	縦覧による

施設の運営方法に関する事項	廃棄物等の保管施設	面積	85㎡
		位置	縦覧による
		容量	9.6㎡
	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午前0時
施設の運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午前0時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

5 届出の日

令和7年1月24日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年2月25日（火）から令和7年6月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和7年6月25日（水）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年2月25日

愛知県知事 大村 秀章

1 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大洋

刈谷市松栄町三丁目3番地3

代表取締役 岡村 容子

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ東刈谷店

刈谷市松栄町二丁目14番地17

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	株式会社大洋
	代表者の氏名	代表取締役 岡村 隆教
	住所	刈谷市松栄町三丁目3番地2
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐古 則男
	住所	稲沢市天池五反田町1番地

	その他小売業を行う者	9名（縦覧による）	6名（縦覧による）
(5)	大規模小売店舗の変更の理由 建物設置者の代表者及び住所の変更並びに小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。		
(6)	届出の日 令和6年12月26日		
(7)	届出等の縦覧場所 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）		
(8)	届出等の縦覧の期間及び時間 令和7年2月25日（火）から令和7年6月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで		
(9)	意見書の提出期限及び提出先 令和7年6月25日（水） 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課		
2(1)	大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オカトク株式会社 知多市岡田字向田61番地 代表取締役 安藤 嘉嗣		
(2)	大規模小売店舗の名称及び所在地 ピアゴ阿久比北店 知多郡阿久比町大字卯坂字惣山65番地ほか77筆		
(3)	大規模小売店舗の変更の日 縦覧による。		
(4)	大規模小売店舗の変更の事項及び概要		
	届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 佐古 則男	代表取締役 榊原 健
	住所	稲沢市天池五反田町1番地	変更前に同じ
	その他小売業を行う者	2名（縦覧による）	1名（縦覧による）
(5)	大規模小売店舗の変更の理由 小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに退店のため。		
(6)	届出の日 令和6年12月26日		
(7)	届出等の縦覧場所 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）		
(8)	届出等の縦覧の期間及び時間 令和7年2月25日（火）から令和7年6月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで		
(9)	意見書の提出期限及び提出先 令和7年6月25日（水） 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課		
3(1)	大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名古屋空港ビルディング株式会社 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号 代表取締役 鈴木 豊信		
(2)	大規模小売店舗の名称及び所在地 エアポートウォーク名古屋 西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番8ほか4筆		
(3)	大規模小売店舗の変更の日 縦覧による。		
(4)	大規模小売店舗の変更の事項及び概要		

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	名古屋空港ビルディング株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐々 嘉則
	住所	名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐古 則男
	住所	稲沢市天池五反田町1番地
	その他小売業を行う者	69名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者の代表者の変更並びに小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

(6) 届出の日

令和6年12月26日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年2月25日（火）から令和7年6月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年6月25日（水）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

4(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東洋繊維株式会社

一宮市大和町妙興寺2800番地

代表取締役 鎌田 浩嗣

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ妙興寺店

一宮市大和町妙興寺字白山西3番1ほか21筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 関口 憲司
	住所	稲沢市天池五反田町1番地
	その他小売業を行う者	6名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

(6) 届出の日

令和6年12月26日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年2月25日（火）から令和7年6月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年6月25日（水）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 5(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 福玉株式会社
 小牧市大字村中葎池1291番地の1
 代表取締役 社本 光永
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 岩倉ショッピングセンター
 岩倉市八剣町長野1番1ほか34筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
 縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 関口 憲司
	住所	稲沢市天池五反田町1番地
	その他小売業を行う者	9名（縦覧による）
		7名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
 小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに退店のため。
- (6) 届出の日
 令和6年12月26日
- (7) 届出等の縦覧場所
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
 令和7年2月25日（火）から令和7年6月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
 令和7年6月25日（水）
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 6(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 布袋食糧株式会社
 江南市五明町高砂159番地
 代表取締役 瀬木 真理
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ビアゴ布袋店
 江南市布袋下山町19番ほか58筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
 縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	布袋食糧株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 望月 敏光
	住所	江南市五明町高砂159番地
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 関口 憲司
	住所	稲沢市天池五反田町1番地
	その他小売業を行う者	3名（縦覧による）
		3名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため。

(6) 届出の日

令和6年12月26日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年2月25日（火）から令和7年6月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年6月25日（水）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年2月25日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-66	令和 6.8.29	吉田 佳代	東京都港区芝五丁目23-5	海部郡大治町大字花常字フケ79